

特定健診と労働安全衛生法・学校保健安全法との比較

		特定健診	労働安全衛生法	学校保健安全法※4	
診察	質問項目(問診)	○	○ ※1	○	
	計測	身長	○	●1	○
		体重	○	○	○
		BMI	○	○	○
		腹囲	○	●2 ※2	○
	理学的所見(身体診察)	○	●3		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		○	○	
	血圧	○	○	○	
	視力		○	○	
聴力		○	○		
脂質	中性脂肪	○	●2	○	
	HDL-コレステロール	○	●2	○	
	LDL-コレステロール	○	●2	○	
肝機能	AST(GOT)	○	●2	○	
	ALT(GPT)	○	●2	○	
	γ-GT(γ-GTP)	○	●2	○	
代謝系	空腹時血糖	◎	◎	◎	
	HbA1c	◎	◎	◎	
	尿糖(半定量)	○	○	○	
血液一般	ヘマクリット値	△			
	血色素量	△	●2	○	
	赤血球数	△	●2	○	
尿腎機能	尿蛋白(半定量)	○	○	○	
	尿潜血				
	血清クレアチニン				
12誘導心電図		△	●2	○	
眼底検査		△			
胸部エックス線検査			●4	○	
上部消化管エックス線検査					
喀痰検査			△ ※3	△	

○・・・必須項目
△・・・医師の判断に基づき選択的に実施する項目
◎・・・いずれかの項目の実施でも可

- 1: 20歳以上の者については医師の判断に基づき省略可
- 2: 40歳未満の者(35歳の者を除く。)については医師の診断に基づき省略可
- 3: 他覚症状の一部として実施
- 4: 40歳未満の者(20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。)のうち、感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の労働者及びじん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象の労働者のいずれにも該当しない者については、医師の判断に基づき省略可

※1 喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取するよう協力依頼(平成20年1月17日 基発第0117001号)

- ※2 以下の者については医師が必要でないと認めるものについては省略可
1. 40歳未満の者(35歳の者を除く。)
 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
 3. BMIが20未満である者 $BMI[kg/m^2] = \text{体重}[kg] / (\text{身長}[m])^2$
 4. 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満である者に限る)

※3 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可

※4 教職員を対象とする